

無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム設置要綱

〔平成 21 年 10 月 20 日
厚生労働大臣伺い定め〕

1. 趣旨

無料低額宿泊施設については、生活保護受給者本人の意向に反して生活保護費を施設側に費用徴収されているのではないか、未届施設として放置されているのではないか等の問題が昨今指摘されている。このため、省内に検討チームを設け、自治体等関係者のヒアリングや自治体の当該施設への指導状況等を踏まえつつ、無料低額宿泊施設等（未届施設を含む。以下同じ。）のあり方について検討する。

2. 主な検討事項

- 無料低額宿泊施設等への法規制のあり方
- 無料低額宿泊施設等における金銭管理のあり方
- 無料低額宿泊施設等の事業・収支の透明性確保
- 優良な無料低額宿泊施設の供給拡大
- その他

3. 検討チームの構成

- (1) 省内に、厚生労働大臣が指名する大臣政務官を主査とする検討チームを設置する。
- (2) 厚生労働大臣が指名する副大臣を検討チームの顧問とする。
- (3) 検討チームのメンバーは下記の職にある者とする。

社会・援護局長

社会・援護局総務課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局地域福祉課長

4. 事務局

検討チームの庶務は、社会・援護局保護課において処理する。

5. 附則

この要綱は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。

(参考) スケジュール

21年11月～12月

- 論点の整理
- 関係者のヒアリング
 - ・ 無料低額宿泊所所在の自治体関係者
 - ・ ホームレス支援団体 等

22年1～3月

- 自治体の指導結果の集計・報告

22年4～5月

- 検討結果のまとめ・公表
 - * 必要に応じ、途中経過を整理・公表